

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

【約款の適用】

第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人(運転者を含む。以下同じ。)に貸し渡すのものと、借受人はこれを借り受けるものとし、なおこの約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとし、

2. 当社はこの約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

【予約】

第2条 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ開始日時、借受期間、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲で予約に応ずるものとし、

2. 前項のより予約した借受開始期間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結に着手しなかった時は、予約は取消されたものとみなします。

3. 第1項の予約を取消し、または借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

【貸渡契約の締結】

第3条 当社は、貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。

なお、当社は、貸渡契約の締結に当り、借受人に対し、運転免許証及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡する為の携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しをとります。

2. 貸渡契約の申込みは、前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3. 当社は、貸渡契約を締結した時は、別に定める貸渡料金を申受けます。

【貸渡契約の成立等】

第4条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。

2. 当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約されたレンタカーを貸渡す事ができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)を貸渡することができるものとし、

3. 借受人は、第2項による代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取消すことができるものとし、

【貸渡契約の解除】

第5条 当社は、借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当した時は何らかの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求する事ができるものとし、この場合には当社が前条により受領した貸渡料金を返還しないものとし、

(1)この約款に違反したとき。

(2)借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。

(3)第9条各号に該当する事となったとき。

2. 借受人は、レンタカーが借受人に引渡される前の暇庇により使用不能となった場合には、第22条3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除する事ができるものとし、

【不可抗力事由による貸渡契約の中途終了】

第6条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由によりレンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2. 借受人は前項に該当する事となった時は、その旨を当社に連絡するものとします。

【中途解約】

第7条 借受人は、借受期間中であっても当社の同意を得て貸渡契約を解除する事ができるものとします。この場合当社第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

2. 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障の為貸渡期間中にレンタカーを返還した時は、貸渡契約を解約したものとします。

3. 前項により借受人がレンタカーを返還した時は、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

【借受条件の変更】

第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとする時はあらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずる時はその変更を承諾しないことがあります。

【貸渡契約の締結の拒絶】

第9条 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には貸渡契約の締結を拒絶する事ができるものとします。

(1) 貸渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。

(2) 酒気を帯びているとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈しているとき。

(4) 予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡し時の運転者が異なるとき。

(5) 過去の貸渡しについて、貸渡料金の支払いに滞納があったとき。

(6) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(7) 借受人が6歳未満の幼児をチャイルドシートを使用せず同乗させるとき。

(8) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他上記に準ずる者のとき。

(9) 上記各号の他、当社がレンタカーの貸渡しを不適切と判断したとき。

第3章 貸渡自動車

【開始日時等】

第10条 当社は、第3条2項で明示された開始日時及び借受場所で、第14条に定めるレンタカーを貸渡すものとします。

【貸渡方法等】

第11条 当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第47条2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行いレンタカーに整備不良がない事を確認した上で当該レンタカーを貸渡すものとします。

2. 当社は、前項の確認においてレンタカーに整備不良を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

3. 当社は、レンタカーを引渡ししたときは、愛知運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとする。

4. チャイルドシートは借受人がその責任において適正に装着し、一切の責任は借受人が負うものとします。

第4章 貸渡料金

【貸渡料金】

第12条 当社が受領する第4条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において、愛知運輸局愛知運輸支局長に届出実施している料金表によるものとする。

2. 当社が受領する貸渡料金の額は、基本貸渡料金及び貸渡に付帯する付帯料金の合計額とし、レンタカー返還時に、受領した料金以外に延長料金、事故による免責金額、休車補償等、追加料金が発生した場合は返還時に精算をしなければならないものとする。

【貸渡料金改定に伴う処置】

第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定した時は、前条第1項に関わらず、予約の時に適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

【定期点検整備】

第14条 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸渡するものとします。

【日常点検整備】

第15条 借受人は借受期間中、借り受けたレンタカーについて毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

【借受人の管理責任】

第16条 借受人は善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用、管理する。

2. 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けた時に始まり、当社に返還した時に終わるものとします。

【禁止行為】

第17条 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受ける事無くレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用する事。
- (2) レンタカーを転貸し又は他に担保の用に供する等、当社の所有権を侵害する事となる一切の行為をする事。
- (3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し又はレンタカーを改造もしくは改装する等、その原状を変更する事。
- (4) 当社の承諾を受ける事無くレンタカーを各種テストもしくは競技に使用し又は他車の牽引もしくは後押しに使用する事。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用する事。
- (6) 当社の承諾を受ける事無く次の行為をする事。
 - ① 借受人及び貸渡契約締結時に定めた運転者以外の者がレンタカーを運転する事。
 - ② レンタカーについて損害保険に加入する事。

【自動車貸渡証の携帯義務等】

第18条 借受人はレンタカーの借受期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2. 借受人は自動車貸渡証を紛失した時は直ちにその旨を当社に通知するものとします。

【賠償責任】

第19条 借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合にはその損害を賠償する責任を負うものとします。ただし借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

2. 借受人は、その責に帰する事由による事故によりレンタカー又はその付属品に損傷を与えた場合には、当社に対してレンタカー又はその付属品の修理期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金(ノンオペレーションチャージ)を支払うものとします。

第6章 自動車事故の処置等

【事故処理】

第20条 借受人はレンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生した時は事故の大小に係らず法令上の処置をとると共に、次に定める所により処理するものとする

- (1)直ちに事故の処置を行い状況等を当社に報告する事。
 - (2)当該事故に関し当社及び当社契約の保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出する事。
 - (3)当該事故に関し第三者と示談又は協定をする事はできません。
 - (4)レンタカーの修理は特に理由がある場合を除き当社指定工場で行う事。
2. 借受人は前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
3. 当社は借受人の為、当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うと共にその解決に協力するものとします。

【補償】

第21条 当社はレンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により借受人が負担する第19条第2項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。

- (1)対人補償1名限度額無制限 免責額10万円
 - (2)対物補償1事故限度額無制限 免責額10万円
 - (3)人身傷害1名限度額3000万円 免責額10万円
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とします。
3. 当社が第1項の補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払った時は借受人は直ちにその超過額を当社に弁済するものとします。
4. 警察及び当社に届出無い事故、損害保険約款の免責条項に該当する事故、貸渡後に第9条1号から8号もしくは第17条1号から6号の1に該当して発生した事故、及び借受期間を当社の承諾を受ける事無く延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険並びにこの補償制度は適用されません。

【故障等の処置等】

第22条 借受人は借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見した時は直ちに運転を中止し、当社に連絡すると共に当社の指示に従うものとします。

2. 借受人はレンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合にはレンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとします。
3. 借受人はレンタカーの貸渡前に存した瑕疵により使用不能となった場合には当社から代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受ける事ができるものとする。
4. 借受人は前項に定める処置を除きレンタカーを使用できなかった事により生ずる損害について当社に請求できないものとします。

【不可抗力事由による免責】

第23条 当社は天災その他の不可抗力の事由により借受人が借受期間内にレンタカーを返還する事ができなくなった場合にはこれに生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人はこの場合直ちに当社に連絡し当社の指示に従うものとします。

2. 借受人は天災その他の不可抗力の事由により当社がレンタカーの貸渡又は代替レンタカーの提供をする事ができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社はこの場合直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取消、払戻等

【予約の取消等】

第24条 借受人は第2条の予約をしたにも係らず借受人の都合で予約を取消した場合又は予定した借受時刻を1時間以上経過しても貸渡契約を締結しなかった場合、先に受領した申込料金の返金はしないものとする。

2. 当社は第2条の予約を受けたにも係らず当社の都合で予約を取消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には先に受領した申込料金を返金するものとする。

3. 当社及び借受人は貸渡契約を締結しなかった事について前2項に定める場合を除き相互に何らかの請求をしないものとする。

【中途解約手数料料金】

第25条 借受人は第7条1項の中途解約をした場合は解約までの期間に対応する貸渡料金の返金を請求しないものとする。

【貸渡料金の払戻】

第26条 当社は次の各号に該当する時はそれぞれ各号に定める所により借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払戻すものとします。

(1) 第5条第2項により借受人が貸渡契約を解除した時は受領した貸渡料金の全額

(2) 第6条第1項により貸渡契約が終了した時は受領した貸渡料金から貸渡から貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差引いた残額

(3) 第7条第1項により借受人が中途解約した時は受領した貸渡料金から貸渡から中途解約により変換した期間に対応する貸渡料金を差引いた残額

2. 前項の払戻しにあたっては当社が受領すべきものがある時はこれと相殺する事ができるものとします。

第8章 返還

【レンタカーの確認等】

第27条 借受人はレンタカーを当社に返還する時、通常の使用による磨耗を除き引渡しを受けた時に確認した状態で返還するものとする。

2. 当社はレンタカーの返還に当って借受人立会いの上、レンタカーの状態を確認するものとする。

3. 借受人はレンタカーの返還に当って当社の立会いの上、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品が無い事を確認して返還するものとし当社は返還後の遺留品については責を負わないものとします。

【レンタカーの返還時期等】

第28条 借受人はレンタカーを借受期間内に返還するものとします。

2. 借受人が第8条第1項により借受期間を延長した時は変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金に超過料金を加算した料金を支払うものとします。

3. 借受人は第8条1項に係らず当社の承諾を受ける事無く借受期間を超過した後に変換した時は次に定める所により算出した延滞料金を支払うものとする。

$$\text{延滞料金} = \text{貸渡料金(週間)} \div 7(\text{日}) \times 240\%$$

【レンタカー返還場所】

第29条 レンタカーの返還は第3条第2項により明示した返還場所に返還する。

2. 借受人は前項ただし書の場合には返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用を負担するものとします。

【燃料が満タンで無い場合の支払い】

第30条 レンタカー返還時において燃料が満タンで無い場合には借受人は当社が定める料金に従い燃料代を支払うものとする。

【レンタカーが返還されない場合の処置】

第31条 当社は借受人が貸渡期間満了の時から72時間を経過しても第29条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず当社の返還請求に応じない時、又は借受人の所在が不明の時は必要な法的手続きをとるものとします。

第9章 雑則

【消費税】

第32条 借受人はこの約款に基づく金銭債務に課せられる消費税を別途当社に対して支払うものとします。

【遅延損害金】

第32条 借受人はこの約款に基づく金銭債務の履行を怠った時は当社に年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

【個人情報の利用】

第34条 借受人又は運転者は当社がお客様の本人確認及び審査をする目的で個人情報を利用する事に同意するものとする。

【契約の細則】

第35条 当社はこの約款の実施に当たり別に細則を定める事ができるものとします。
2. 当社は別に細則を定めた時は当社の各店舗に掲示すると共に当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。また、これを変更した場合も同様とします。

【管轄裁判所】

第36条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じた時は当社の本社店在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則：この約款は令和3年2月1日から施行します。

株式会社 テラダパーツ